

深田クラブ会則

1974 制定
2013 最終改定

- 第1. 名称 この会を深田クラブと称する。
- 第2. 目的 この会は、故深田久弥の「山への接し方」「文学」そして「人となり」を愛し、共感する者たちの親睦と情報交換を主たる目的とする。
- 第3. 会員 この会の目的に賛同し入会した者は
- イ. 年会費として8000円を納入する。ただし、メール会員の年会費は6500円とし、同一家族で会員の場合は二人目以降の年会費を1000円とする。また、10月以降の入会者の初年度年会費は年会費の半額とする。
 - ロ. 山行は原則として自らの責任において行う。(会と山行の関係の詳細は別に定める)
 - ハ. 紹介可能山域について会員の照会にできるだけ応える。
- 第4. 退会 会費を2年以上滞納するか期日を過ぎて会費納入の見込みが無い等 会員として適さないと理事会で判断された場合、退会とする。
- 第5. 総会
- 1. 会の最高決定機関は総会とし、総会は会長が招集する。会長に事故があるときは、理事会の決定により総会を開催できる。
 - 2. 定例総会は年1回行う。
 - 3. 議決には出席者（郵送による意思表示を含む）の過半数を要する。
 - 4. 以下のことは総会の議決を要する。
 - イ. 会長及び理事の選任
 - ロ. 予決算
 - ハ. 新年度の事業計画
 - ニ. 会費の額
 - ホ. 本会則の改正
 - 5. 会長、理事及び会計監事の任期は総会から次期総会の1年とするが、再任は可能とする。幹事及び顧問の任期は特に定めない。
- 第6. 組織
- 1. 会の運営は会を代表する会長、理事（若干名）、幹事（若干名）及び編集委員（若干名）で行う。会長は理事会の議を経て会の内外から顧問（若干名）を委嘱できる。会長は会計監事（若干名）を選任する。
 - 2. 理事会は会長と理事で構成し、会運営の重要事項を決定する。理事会は会長が招集する。会長に事故があるときは、事務局長または過半数の理事の決定により、理事会を開催できる。
 - 3. 原則として理事会内部に事務局長及び各担当を置く。
 - 4. 事務局長は会長を補佐し、会務をまとめる。
 - 5. 各担当は、総務（総会、例会及び事務局の支援）、企画（本部で関与する山行）、文芸（深田久弥とその作品）、編集（会報の作成等）、会計（会費徴収及び管理等）、環境（清掃登山等）及びHP（ホームページ全般）とする。
 - 6. 幹事は適宜理事会を助け、編集委員は会報の編集を行い、顧問は会長に助言し、会計監事は決算監査を行う。
- 第7. 会計及び事務所所在地
- 1. 会計担当理事は、会を代表して会費徴収及び管理等を行う。
 - 2. 会の事務所所在地は、会計担当理事の住所とする。
- 付則
- 1. この会則は1974年（昭和49年）6月29日に制定し、その日から深田クラブは活動を開始する。
 - 2. この会則の一部変更は2010年（平成22年）4月10日より施行する。
 - 3. 第5第1項及び第6第2項の一部変更は2012年（平成24年）4月21日より施行する。
 - 4. 第3イの一部変更は2013年（平成25年）4月13日より施行する。